

広報

たっご

2023

令和5年12月号

男女共同参画を
学ぼう

町民体育大会
大勝校区連覇

人事行政運営の公表



総合優勝 大勝校区



日本復帰70周年記念令和5年度第64回龍郷町民体育大会が10月22日（日）、コロナ禍を経て4年ぶりに町中央グラウンドで開催されました。全30競技種目があり、小学校区や集落対抗で熱戦を繰り広げました。

校区総合は大勝が2連覇を果たし、躍進賞は龍郷が獲得。集落の部は芦徳（Aパート）、円（Bパート）が優勝しました。

大会の様子は、龍郷町公式YouTubeにアップしています。（映像は14分10秒頃まで先送りしてご視聴ください。）



【校区総合】

順位	校区名	得点
優勝	大勝	186
2位	赤徳	179
3位	戸口	159
4位	龍瀬	153
5位	龍郷	119
6位	秋名	107
7位	円	102

【校区男子】

順位	校区名	得点
優勝	大勝	100
2位	赤徳	100
3位	戸口	78
4位	龍瀬	72
5位	龍郷	60
6位	秋名	48
7位	円	45

【校区女子】

順位	校区名	得点
優勝	戸口	51
2位	大勝	48
3位	赤徳	46
4位	龍瀬	46
5位	龍郷	33
6位	円	31
7位	秋名	31

躍進賞	龍郷	前年度	95	⇒	今年度	110
-----	----	-----	----	---	-----	-----





【集落の部】

☆Aパート

順位	校区名	得点
優勝	芦徳	54
2位	手広	53
3位	幾里	43
4位	赤尾木	42
5位	大勝	30
6位	中勝	29
7位	瀬留	28
8位	玉里	26
9位	上戸口	25
10位	久場	0

☆Bパート

順位	校区名	得点
優勝	円	60
2位	秋名	44
3位	浦	43
4位	嘉波	37
5位	龍郷	34
6位	中戸口	30
7位	安木屋場	28
8位	川内	28
9位	下戸口	24
10位	屋入	0



男女共同参画社会

男女共同参画社会への理解を深めるためのワークショップ（体験型講座）が10月23日（月）、龍瀬小学校で開催されました。児童たちは、グループワークなどを通して平等に責任や権利や機会を分かちあうことの大切さを学びました。

県男女共同参画センターが主催する「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」の一環。講師は同事業コーディネーターの高崎恵さんが務め、ワークショップは低学年と高学年に分かれて実施しました。高崎さんははじめに、白紙の用紙に利き手と反対の手で名前を書くように誘導し、○や△などの簡単な絵を描くように指示。その後、グループに分かれてお互いの絵を見せ合いながら「絵を描いているときの気持ち」と「絵を見せ合ったときの気持ち」を話し合い、ひとりひとりの「違い」を共有しました。



高崎さんは「同じ指示でもできあがる絵はみんな違います。気持ちも『なかなかそろわない』を知っているときに生まれる気持ちが『優しさ』。みんなひとりひとり違い、違うからこそ素晴らしい。違いを理由に争うことが多いが、違いは『間違い』ではないです」と説明。「あなたの言うことは違う」というような「相手」を主語にして話す「Youメッセージ」と、「私はこう思います」というような「私」を主語にして自分の考えや気持ちを伝える「Iメッセージ」の違いを紹介し、「近い関係であるほど言わなくてもわかってくれるはずと思ってしまいがちですが、相手の気持ちを認め、私はどう思うのかを言葉で伝えることが大切です」と呼びかけました。



町民体育大会

男女共同参画

トピックス

人事行政

保育所入所申し込み

協力隊だより

人権週間相談所

固定資産税申告

年末ゴミ出し

年金者給付金

りゅうがく館

町のうごき

ふるさと納税

夜

には家庭教育学級として「保護者・地域住民向けワークショップ」も開催。高崎さんは「違いをマイナスと捉えない話し合いの場づくりが大事」等と訴え、自分の心に他者や社会の規準や価値等を取り入れる「思考の内化」、自分の思いを積極的に伝え、助けを求め、支援を受ける力「受援力」の重要性を伝えました。



ワ

ークショップに参加して

～鹿児島県男女共同参画地域推進員

森田啓子～

児童や保護者の皆さんが素直に理解・吸収していく様子を知ることが出来ました。また、地域の方々が男女ともに幅広く参加していて関心度の高さに嬉しく思いました。

講師の高崎さんのワークショップは3回に分けてありましたが、同じ指示でもそれぞれ描いた形が誰一人同じ形がなく、「みんな違ってみんないい」の言葉の実証となり、人権の大切さを学ぶことが出来ました。

こうしたワークショップを続けていく事で【一人一人の大切さ】や【1メッセージの大切さ】を子どもの頃から学んでいける環境作りに繋がります。そのことが、社会の変革や周りの大人も学んで理解していくきっかけになり、【子ども達をやさしく見守っていける輪】が広がり、【生きづらさの少ない社会】の構築につながる事だと思えました。

一步一步、学び続けることの大切さを感じながら、龍瀬小学校の児童の皆さんにエールを送りたいと思います。参加・参観させていただき、ありがたさまりよーた。



児

童の感想から

人と話すときに使う言葉の伝え方に気をつけることで、より相手に伝わりやすいことが分かりました。

今までははずかしくて手をあげることが出来ないことがあったけど、この学習を通して自分の意見をしっかり伝えるために手をあげるようになれました。めぐさんに会えてうれしかったです。（5年生女子）

鹿

児島県では、第4次鹿児島県男女共同参画基本計画を策定し、人権の尊重や社会における制度や慣行についての配慮等を推進しています。龍郷町でも、大和村、宇検村、瀬戸内町と連携して、男女共同参画推進に関わる行政計画策定を協働で進めています。計画期間は令和6～15年度を予定しており、「多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会」、「誰もが安心して暮らすことができる地域社会」等を位置付け、推進していきます。



龍郷町の話題

10.12 認知症サポーター養成講座

地域包括支援センターでは、認知症についての正しい知識を広めるため「認知症サポーター養成講座」を実施しています。今回は、龍郷町商工会会員の方々を対象に講座を実施しました。講座では、講義や寸劇を通して、認知症の症状や認知症の方との接し方などについて学びました。



10.15 第3回 子ども農業体験

町内小中学校の児童生徒28名、保護者14名が、5月に植えたさつまいも（紅はるか）の収穫を行いました。大きく育った芋や細く伸びた芋など、色んな形の芋を大人も子どもも一生懸命掘りました。また、先に収穫しておいたさつまいもを使った焼き芋も実演。かき氷と一緒に味わいました。

今回も地域振興公社職員や農業委員さんたちと一緒に体験を行い、「収穫後の芋づるは再利用して植え付けるとまた芋ができる」という昔ながらの知恵も教わりました。

終了後のアンケートでは、自分たちが普段食べているものがどのようにして作られているか、考えるきっかけになったという意見がたくさんありました。

この事業は「令和5年度 かごしまの“食”推進事業」の一環で、次回は大根やフル（ニンニク葉）等の収穫を予定しています。



10.15 承子女王殿下 町内ご視察

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の期間中、承子女王殿下が奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森と、龍郷町役場を訪問されました。

同センターは、世界自然遺産登録後の受入体制の充実を図るため、国や県の交付金を活用して再整備。自然観察指導員の案内のもと、森内を散策し、展望台からの眺望等を視察されました。



町民体育大会

男女共同
参画

トピックス

人事行政

保育所入所
申し込み

協力隊だより

人権週間
相談所固定資産税
申告

年末ゴミ出し

年金者給付金

りゅうがく館

町のうごき

ふるさと納税



龍郷町の話題

10.26 前島克幸氏 スポ少表彰



永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある者に送られる令和5年度鹿児島県スポーツ少年団顕彰があり、手広在住の前島克幸氏（写真左）が表彰されました。

前島氏は龍郷野球スポーツ少年団の監督を22年勤め、現在は総監督として携わっています。また、龍郷町スポーツ少年団指導者協議会の会長も努めています。

「野球を楽しく続けてほしい」をモットーに、龍郷町内の学童野球を指導。教え子には、甲子園出場選手やプロ野球選手も輩出するなど、野球スポーツ少年団の育成に、他指導者及び選手の技術向上に貢献されています。

10.26 第2回 学校給食献立発案調理実習

龍郷町の地域農産物「マコモタケ（通称マコモ）」を使用した、学校給食の新しい献立を発案する調理実習を実施しました。初回に続き、龍郷町生活研究グループ連絡協議会、食生活改善推進協議会の皆さんと一緒に、「きんぴらマコモ」「大学マコモ」「マコモの炊き込みご飯」など全部で12品を作りました。このうち、6品が11月と12月の学校給食で試食用として提供されます。天ぷらや炒め物で食される機会が多いマコモですが、酢の物やサラダ、ゼリーといったレシピも完成しました。



10.28 マコモ直売会

龍郷町秋名・幾里地区の田袋で、地域農産物「マコモタケ（通称マコモ）」の産地直売会が実施されました。この日は、町内外から旬の味覚を求めてたくさんの方が訪れました。

マコモは黒穂菌の働きで茎が肥大化し、その肥大部分には、食物繊維、カリウム、葉酸が含まれているとされ、今年度、町はマコモの付加価値を高めるため、その栄養成分を分析し、公表する予定です。



町民体育大会
男女共同
参画
トピックス
人事行政
保育所入所
申し込み
協力隊だより
人権週間
相談所
固定資産税
申告
年末ゴミ出し
年金者給付金
りゅうがく館
町のつぎ
ふるさと納税

人事行政の運営等の状況

「龍郷町における人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、公表します。

① 職員の任免及び職員数に関する状況

退職・新規採用等の状況

令和3年4月1日 現在職員数	103名	令和3年度 退職者数	3名	令和4年度 新規採用者数	3名	令和4年4月1日 現在職員数	103名
-------------------	------	---------------	----	-----------------	----	-------------------	------

職員数に関する状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		令和3年	令和4年	
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
	総 務	22	21	△ 1
	税 務	5	6	1
	民 生	26	25	△ 1
	衛 生	3	3	0
	農 林 水 産	11	11	0
	商 工	4	5	1
	土 木	8	8	0
	小 計	81	81	0
	教 育	10	10	0
特 別 行 政 部 門				
小 計	10	10	0	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	4	4	0
	下 水 道	1	1	0
	国 保・介 護	7	7	0
小 計	12	12	0	
合 計		103	103	0
		[141]	[141]	

年齢別職員構成の状況(R4年4月1日現在)

区 分	19歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳
職員数	5人	12人	15人	9人	5人	16人
区 分	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	11人	8人	7人	14人	1人	103人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
2 []内は、条例定数の合計です。

② 職員の人事評価の状況

評定名	対象者	評価項目及び実施機関
人事評価	全職員	能力評価:令和4年4月1日～令和5年3月31日 業績評価:令和4年4月1日～令和5年3月31日

③ 職員の給与の状況

人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (R4年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	6,052	7,045,543	91,559	1,045,541	14.8%	15.2%

職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	
令和3年度	92	325,543	32,870	122,727	481,140	5,230

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

職員の平均給料月額(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額
龍郷町	41.0 歳	291,300 円
鹿児島県	43.8 歳	312,700 円
国	42.7 歳	323,711 円
類似団体	41.7 歳	299,599 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額
龍郷町	59.3 歳	296,900 円
鹿児島県	55.9 歳	318,300 円
国	51.5 歳	286,570 円
類似団体	50.2 歳	275,864 円
民間事業者平均	45.1 歳	212,200 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分				区分		
龍郷町	国	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年		
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円	249,900円	345,600円	393,500円
	高校卒	150,600円	150,600円	228,100円	282,900円	384,100円

行政職給料表適用職員の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主事 主事補	主事 技師	主査	係長	課長補佐 主幹	課長 参事
職員数	17人	14人	28人	11人	16人	15人
構成比	16.8%	13.9%	27.7%	10.9%	15.8%	14.9%

※保健師(1名)及び技能労務職員(1名)については、適用給料表が異なるため除いています。

- (注) 1. 龍郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

職員期末・勤勉手当の状況(R4年度)

区分	本 町					
	期末手当(月分)		勤勉手当(月分)		計	
	一般職員	特定職員	一般職員	特定職員	一般職員	特定職員
6月期	1.275	1.075	0.950	1.150	2.225	2.225
12月期	1.275	1.075	1.050	1.250	2.325	2.325
計	2.550	2.150	2.000	2.400	4.550	4.550

(参考) 職務の級による加算措置があります。

特別職の報酬等の状況

区 分	給料月額等	期末手当	
給料	町長	684,900 円	支給割合 3.35月分
	副町長	540,000 円	
	教育長	510,300 円	
報酬	議長	305,000 円	
	副議長	252,000 円	
	議員	229,000 円	

区分	国			
	期末手当(月分)		勤勉手当(月分)	
	一般職員	特定職員	一般職員	特定幹部
6月期	1.275	1.075	0.950 (成績に応じて1.9月の範囲内)	1.150 (成績に応じて2.3月の範囲内)
12月期	1.275	1.075	1.050 (成績に応じて2.1月の範囲内)	1.150 (成績に応じて2.5月の範囲内)
計	2.550	2.150	2.0 (成績に応じて4.0月の範囲内)	2.3 (成績に応じて4.8月の範囲内)

(参考) 年間支給月数は4.45月ですが、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されています。また、職務上の段階や職務の級などにより加算措置があります。

④ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間の状況

区分	1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
職員の勤務時間	38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	日曜日 土曜日

注 令和3年4月1日時点の通常勤務職員です。

休暇等の取得状況

(令和4年1月1日~令和4年12月31日)

休暇等の取得状況	全体
年次有給休暇(年平均)	13.01日
介護休暇	0人
組合休暇	0人

休暇制度の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

名称	要件	付与期間	備考
年次有給休暇	1年につき20日。前年に未使用日数がある場合、最大20日を翌年に繰越	20日/年	繰越あり
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	結核性疾患 12月 その他 90日	
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合	期間については定められている	
介護休暇	職員が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	勤務しない時間当たりの給与額を減額
組合休暇	職員が、登録された職員団体の規約に定める期間で構成員として当該機関の業務に従事する場合	30日/年	無給
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。	3年	無給

⑤ 職員の休業の状況

休業	付与日数・機関等	取得状況 (令和4年度)
育児休業	子が3歳に達する日まで	3人
部分休業	1日に2時間以内・子が小学校就学に始期に達するまで	0人

⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分の状況(令和4年度)

免職	降任	降給	休職	合計
0人	0人	0人	8人	8人

職員の懲戒処分の状況(令和4年度)

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注)分限休職処分については、地公法第28条第2項第1号による長期病気休職事由による延べ人数。

⑦ 職員の服務の状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に全力を挙げてこれに選任しなければならないとされています。

この服務の根本基準を実行するために、職員には地方公務員法の規定により次のような職務上の義務が『法令及び上司の職務上の命令に従う義務』『信用失墜の禁止』『秘密を守る義務』『職務に専念する』『政治的行為等の制限』『争議行為等の禁止』『営利企業等の従事制限』

⑧ 職員の退職管理の状況

令和3年度退職者

(単位:人)

区分	退職者数	うち再就職者数			
		再任用職員	会計年度 任用職員	その他の団体 (民間企業等)	自営業又は 未就労
一般行政職	3人	2人	—	—	1人
一般行政職以外	—	—	—	—	—

⑨ 職員の研修の状況

職員の研修の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

研修の区分	研修の内容等	受講者	主催者
一般研修	新規採用職員研修	6人	鹿児島県 自治研修センター
	一般職員研修	4人	
	新任主査研修、新任係長研修	3人	
特別研修	クレーム対応研修	2人	
	モチベーションマネジメント	4人	
	地域づくり新戦略	3人	
	パソコン研修	9人	鹿児島県町村会
自治大学校研修	基本法制研修A・第2部課程研修	1人	総務省自治大学校
職場内研修	新規採用職員等研修、若手研修会、防災講話	39人	龍郷町

⑩ 職員の福祉及利益の保護の状況

福利厚生制度の概要

健康診断等の状況(令和3年度実績)

区 分	受診者数
定期健康診断	201人
人間ドック	43人
結核検診	90人
ストレスチェック	196人

(注) 人間ドック以外は、会計年度任用職員を含みます。

⑪ その他の事項

令和4年度においては勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

令和6年度(当初・年度途中)保育所(園) 入所(園)申し込みについて

1.認可保育所(園)の申込について

令和6年4月1日から認可保育所(園)の入所を希望する児童の申込受付を下記により行います。
2月中に保育の必要性の認定、3月中に入所決定を予定しています。
令和6年度の年度途中からのご利用を考えられている方も申込を受け付けております。

(1) 保育を必要とする事由

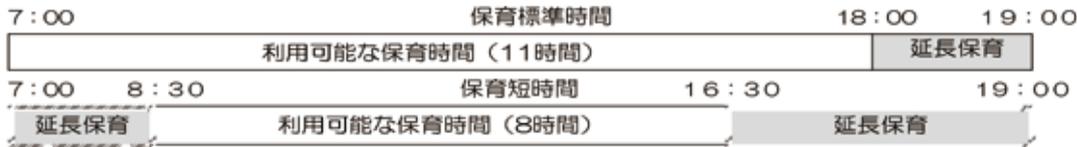
- ①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学
- ⑧育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨その他、上記に類する状態として町長が認める場合



(2) 保育の必要量 保育認定を行うと同時に保育の必要量の設定を行います。

保育標準時間 (11時間保育)	<ul style="list-style-type: none"> ・両親のいずれもがフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 ・父親が就労し、母親が妊娠・出産することにより、子どもを保育することができない場合 ・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合・・・など
保育短時間 (8時間保育)	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の両方またはいずれかがパートタイム(48~120時間/月)で就労する場合又はそれに近い場合 ・両親の一人が就労しているが、一人が求職活動をすることにより、子どもを保育することができない場合 ・育児休業中の場合 ・ひとり親世帯で、保護者がパートタイム(48~120時間/月)で就労する場合又はそれに近い場合・・・など

【保育標準時間と保育短時間の利用時間のイメージ】



〈認可保育所の概要〉

健児こども園(浦)	(定員135名)	開所時間 7:00~19:00	電話62-2363
赤徳保育所(赤尾木)	(定員60名)	開所時間 7:30~18:00	電話62-3559
大勝保育所(大勝)	(定員60名)	開所時間 7:30~18:00	電話62-2133
サンサン保育園(大勝)	(定員12名) ※0・1・2歳児のみ	開所時間 7:00~19:00	電話62-5592
あすばら保育園(玉里)	(定員12名) ※0・1・2歳児のみ	開所時間 7:00~19:00	電話58-8446

※日祭日はお休みです。春季、冬季にお休みがあります。

- 提出書類**
- 1.支給認定申請書兼入所申込書(入所希望児童1人につき1通提出してください)
 - 2.就労証明書(両親の勤務先にて証明を受け提出してください)
 - 3.その他の証明(就労以外の理由で入所を希望される方は、係へご相談ください)
 - 4.同意書・誓約書
- *1~4の必要書類をそろえた上でご提出ください。

2.へき地保育所の申込について

へき地保育所は認可保育所(園)のような基準は適用しませんが、年齢要件として令和6年3月31日において3歳に到達している児童のみ入所を許可します。但し、荒波地区在住の方が秋名保育所を利用する場合に限り、3歳に到達した翌月より入所可能となります。

また、給食はありませんのでお弁当を持たせてください。



秋名保育所(秋名)	3歳~5歳 (定員35名)	開所時間	電話 62-4856
龍瀬保育所(瀬留)		平日 8:30~17:00	電話 62-2030
戸口保育所(戸口)		土曜日 8:30~12:00	電話 62-2349

※秋名保育所と戸口保育所は現在休所しております。

- 提出書類**
- 1.入所申込書(入所希望児童1人につき1通提出してください)
- ※入所が決定した場合は、健康診断書(写し)を提出していただきます。

受付期間: 令和5年12月11日(月)~令和6年1月19日(金)

受付場所: 龍郷町役場子ども子育て応援課児童福祉係(様式は龍郷町公式ホームページにも掲載しています。)

役場子ども子育て応援課 ☎ 0997-69-4555

保育内容等の詳細は各保育所(園)へお問い合わせください。



空き家を見学する
移住希望者



家族の話題に「空き家」を

今年も気づけば12月。残すところあと1カ月となりましたが、やり残したことはありませんか？ この年末年始、ご家族で団らんする機会にぜひ持ち家の今後のことを相談してみてくださいはいかがでしょうか？

そもそも空き家問題ってなんだろう？

1. 空き家を放置するとどうなる？

空き家をそのままにすると、景観の悪化、ごみの不法投棄、動物などの住み着き、地震や台風による家の破損・倒壊、放火・漏電による火災など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。

持ち家が空き家になったら、適切な管理、賃貸・売買で活用、または解体をしましょう。

2. 相続登記をしないとどうなる？

相続の発生から年数が経つほど相続関係が複雑になり、手続きに時間と労力がかかります。また不動産の売却や、担保にすることができなくなります。更に、令和6年4月1日からは、相続を知った日または遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をすることが義務化されます。これに違反すると10万円以下の過料の適応対象になります。

相続が発生した場合、早めに相続登記をしましょう。

3. 子や孫など次の世代のために今からできることを

まずは、持ち家を今後どのようにするのかについて日頃から家族で話し合ひましょう。また、空き家になった場合、どんなことを誰に相談するのか確認し、準備をしておきましょう。

詳しくは左ページをご覧ください。



令和2年5月着任
森 まゆみ
福岡県出身・円集落在住

龍郷町に来て初めての経験が多い秋を過ごせました。敬老会では婦人班長として準備を行い、龍北中運動会、円小運動会、町民体育大会、ナイターバレーへの参加など本当にたくさんの楽しい思い出が出来ました。円集落という小さな集落だからこそ、多くの行事に参加する機会が多く、そして役割をもらえることで移住生活も充実したものになるのだなと感じています。今後も新しい体験ができるのを楽しみにしています。



令和5年4月着任
竹内 ひとみ
埼玉県出身・円集落在住

この下半期は、出張や帰省で島外に出る機会が多くありました。久しぶりの都会の空気にワクワクもしましたが、奄美に帰ってくると何だかホッとして第2の故郷になっているな～と感じています。町民体育大会や種下ろしなどの行事では、練習期間も本番当日も全力で楽しみました。特に種下ろしでは三味線を弾かせて頂き貴重な経験になりました。いつも積極的に行事に巻き込んで下さりありがとうございます！



空き家に関わるこんなお悩み 誰に相談したらいいの？

相続に関すること

- 金融遺産の整理
- 相続財産の分割
- 相続登記
- 遺言に関すること
- 成年後見人

司法書士・弁護士

名瀬公証人役場

龍郷町地域包括支援センター
(龍郷町役場保健福祉課内)

終活・生前整理に関すること

- 家財道具の整理
- お墓・仏壇の整理

代行サービス業者

利活用に関すること

- 家を売りたい・貸したい
- 建替えたい
- リフォームしたい
- リフォーム補助制度
- 屋外(家・墓)の草刈りや掃除
- 屋内外の管理
- 家財整理

不動産業者・
NPO法人あまみ空き家ラボ

建設業者

龍郷町役場企画観光課

龍郷町シルバー人材センター

代行サービス業者

解体に関すること

- 解体費用の見積もり
- 解体補助制度

建設業者

龍郷町役場企画観光課

※15ページ「固定資産税に関する申告について」もご参照ください。

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、国民の皆様にご公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的に、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組んでいます。

また、11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

●奄美大島年金事務所 ☎0997-52-4341（アナウンスの後に2→2）

特設人権相談所の開設について

龍郷町では、「第75回人権週間（12月4日～10日）」の期間中、下記の日程にて特設人権相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。お困りの事がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

▽日時

令和5年12月5日（火）午前10時～午後3時

▽開設場所 りゅうがく館2階

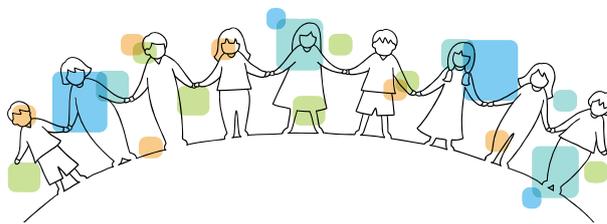
【私たちの町の人権擁護委員】

平 久美／重村 洋一／岡山 和子

●お問い合わせ先

龍郷町役場 町民税務課 ☎0997-69-4517

鹿児島地方法務局奄美支局 ☎0997-52-0376（アナウンスのあと3番を押す）



第75回 人権週間について

12月4日から10日までは「人権週間」です。人権週間は、昭和23年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたもので、今年で75回目を迎え、全国各地で人権に関する各種の啓発活動が実施されます。

本町でも、この期間中人権相談を実施致します。

この機会に、皆さんも身近なことから人権について考えてみましょう。

問い合わせ先 県庁人権同和対策課 ☎099-286-2574

無料法律相談のご案内

奄美市と鹿児島県弁護士会が共同で開催しており、龍郷町民の方についても無料で相談することができます。

○ 令和5年12月相談日のお知らせ（派遣相談）

※必ず電話予約が必要です（先着順）

令和5年12月7日（木）岡本敏徳 弁護士（午後1時～午後4時30分）

令和5年12月14日（木）大倉克大 弁護士（午前9時30分～午前11時30分）

令和5年12月21日（木）福元祐介 弁護士（午前11時～午前12時、午後1時～午後3時30分）

◇時間は一人30分間です。

（事前に相談内容をまとめておくと効率的です。また、同じ人が続けて申込されることはご遠慮いただいています）

【お問い合わせ・予約先】

奄美市役所 保健福祉部福祉政策課 つながる相談室 ☎0997-52-1111

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで）

（相談内容が弁護士でよいか分からない場合もつながる相談室へご相談ください）

※日程が変更になる場合もありますのでご了承ください。

12月10日から12月16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

北朝鮮当局による人権侵害問題は国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のために、この問題について関心と認識を深めましょう。

固定資産税に関する申告について

○償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

令和6年1月1日時点で町内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。

※正当な事由なく申出しないときは過料が科せられる場合があります。

●償却資産とは…

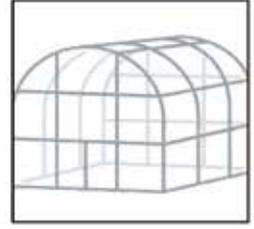
会社や個人が事業のために所有している土地・家屋以外の資産です。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などがあります。

自動車税、軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

【例】太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、舗装された駐車場、自動販売機 等

※前年度に申告した人や新規に事業を開始した人などには12月下旬に申告書類を送付します。お手元に届かない場合は、下記にお問い合わせするか、町ホームページからダウンロードしてください。

申告期限 令和6年1月31日（水）



○家屋の申告について

令和6年度の固定資産税の課税を行うために、次の内容に該当する人は必ず届け出をしてください。

- ①建物を新築・増築・改築したとき
- ②建物を取り壊したとき
- ③未登記家屋を譲渡（売買・相続・贈与など）したとき
- ④住宅を店舗や宿泊所等に用途変更したとき

申告期限 令和5年12月25日（月）

※申告が無くても、職員が調査にお伺いする場合があります。

○固定資産現所有者・納税義務者の死亡による届出について

固定資産は、通常、登記名義人が現所有者であり固定資産税の納税義務者となります。登記名義人が亡くなられた場合、現所有者・納税義務者の変更の申告が必要です。

相続人が複数いる場合で、固定資産を相続される方を決定するまでに時間を要する場合には、相続人全員の共有財産となりますので、固定資産税を管理する代表者を選定して申告してください。

申告期限 令和5年12月25日（月）

※登記名義の変更手続きは、お近くの法務局へご相談ください。

令和5年度 年末年始のごみの特別収集日程について

名瀬クリーンセンターは**12月31日(日)、1月1日(月)、2日(火)、3日(水)**は休業となります。年末の直接搬入は12月26日(火)～30日(土)午前8時30分～午後4時45分までとなります。なお、**一般ごみ収集は1月4日(木)から始めます。また、同日に燃えない粗大ごみ、翌5日(金)に燃える粗大ごみの特別収集を行います。**

※家電リサイクル法により、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫は回収しないので、ごみステーションには出さないでください。不要となった場合は、消費者が料金を支払い、小売店などに資源として引き取ってもらうことになっています。**不法投棄は重大な犯罪です！また、野焼きは法律で禁止されています！住み良い地域づくりを心掛けましょう。**

問合せ先：役場 生活環境課 ☎0997-69-4525



年金生活者支援給付金の請求手続きはお済みですか？

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

基礎年金を受給している方で、新たに受け取ることができる方には、日本年金機構より9月1日から案内文が順次送付されています。(すでに給付金を受け取っている方については新たな手続きは必要ありません)

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項をご記入の上、日本年金機構までご返送ください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分までさかのぼって受け取ることができます。

支給要件などご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092
奄美大島年金事務所 ☎0997-52-4341 (アナウンスの後に1→2)



災害ボランティアセンター 運営者研修会のご案内

災害時にも支え合える地域を目指し、行政や自主防災組織、駐在員・民生委員、地域住民、ボランティア、福祉団体、社会福祉施設・事業所、NOP関係者、社協役職員などを対象にした協働型災害ボランティアセンター運営や運営者養成に携わる人材を養成する研修会を龍郷町保健福祉センターで開催します。

●日時

令和6年1月13日(土)・14日(日) 午前10時～午後4時

龍郷町社会福祉協議会 ☎0997-62-5020 FAX0997-62-5120

納税証明書を請求される方へ

例年、2月・3月は、確定申告などのため税務署の窓口が大変混雑し、納税証明書の発行に時間がかかる場合があります。請求は、なるべくこの時期を避けていただきますようお願いします。

なお、パソコンやスマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイル形式による電子納税証明書の交付請求を行うことで、税務署に出向くことなく受取までの手続きを行うことが可能です。また、受け取ったPDFファイルの電子納税証明書は、自宅等のプリンタから何枚でも印刷して使用することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又はe-Tax検索) をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：☎0570-00-5901 ※ナビダイヤル



りゅうがく館 だより 12月号

令和5年

12月号

新着図書案内

● 一般書 ●

● 児童書 ●

- 『暮らし上手の家探訪』
Tsubottle/エムディエヌコーポレーション
- 『情報を正しく選択するための認知バイアス事典』
情報文化研究所/フォレスト出版
- 『焼き菓子のレシピ大図鑑370』
藤沢 せりか/マイナビ出版
- 『ディノペディア』 G.Masukawa/誠文堂新光社
- 『日本の古代を知る古墳まるわかり手帖』
広瀬 和雄/二見書房
- 『はじめて学ぶぼくたちの温泉科学』
森 康則/三重大学出版会
- 『線状降水帯 ゲリラ豪雨からJPCZまで豪雨豪雪の謎』
小林 文明/成山堂書店
- 『実践で役立つグラウンド・ゴルフ』
朝井 正教/ベースボール・マガジン社
- 『老いてこそ、スマホ』 牧 壮/主婦と生活社
- 『生後すぐからできる赤ちゃんのリズム体操』
川島 智世/Gakken
- 『図解 専門医がしっかり教える腰痛の話』
吉原 潔/日本文芸社
- 『東アジア海域のなかの日本』 山崎 覚士/東方書店
- 『ステレオ写真から眺める明治日本』
井上 卓哉/古今書院
- 『兼業農家の教科書』 田中 康晃/同文館出版 他

- 『小学生のお菓子ブック』 星野 奈々子/家の光協会
- 『お天気屋と封印屋』 廣嶋 玲子/ほるぷ出版
- 『うんこめいろ大ぼうけん』 杉山 実/あかね書房
- 『みんなのおすし』 はらぺこめがね/ポプラ社
- 『どんぐりたいこ』 ジェリー・マーティン/鈴木出版
- 『ノラネコぐんだんと金色の魔法使い』
工藤 ノリコ/白泉社
- 『むれ』 ひろた あきら/KADOKAWA
- 『しごとば シリーズ』 鈴木 のりたけ/ブロンズ新社
- 『ほねほねザウルス 27』
カバヤ食品株式会社/岩崎書店
- 『妖怪捕物帖 八巻伝篇1』 大崎 悌造/岩崎書店
- 『マインクラフト 木の剣のものがたり』
ニック・エリオポラス/技術評論社
- 『中学生のキミと学校調べ 農業科高校』
大浦 佳代/ペリかん社
- 『くまさんくまさんにみてるの?』
エリック・カール/偕成社
- 『Twinkle Twinkle Little Star』
Caroline Jayne Church/ Scholastic Us

お知らせ

- 12月28日(木)～1月3日(水)りゅうがく館は年末年始のお休みです。本の返却がある場合は開館後に受付にご返却ください。
- 生涯学習講座の講師を募集しています。興味のある方はりゅうがく館事務室までお問い合わせください。応募締め切りは令和5年12月28日までとなっています。

令和5年度 特別講座の様子をご紹介します。

10月 島の魚料理教室

講師 佐竹 健太郎氏(ヴィラゆりむん)



(受講生感想)

「エラブチがこんなにおしゃれな味になるとは!!
今度からは魚をまるごと一匹買おうと思います」

8月 スマホ・タブレット講座

講師 松尾 憲幸氏



(受講生感想)

「楽しく勉強させていただきました。」
「また講座を受けたいです。」

わきゃシマの玉黄金

満1歳になりました。
この子たちに誇れる町をみんなでつくりましょう。

11 November

Happy Birthday



好奇心も食欲も旺盛。
すくすく大きくなってね。

はるひ
福本 悠日くん

赤尾木

父 夢之条 母 千尋



3歩、歩けたよ！

うみ
牧野 海くん

手広

父 大智 母 瞳



07

龍郷町地域おこし協力隊

かわさき みろく
川崎 光緑

令和5年2月着任

兵庫県出身

幾里集落在住

みなさんこんにちは！

早いもので、あっという間に師走ですね。去年の12月は荒れた大海原の海岸線を車で走り、家の下見をしました。

移住できる喜びと少しの不安な気持ちで本町に越してきてからまもなく1年になります。

私たち親子を温かく受入れてくれた秋名・幾里集落のみなさん、教育民泊にたくさんの時間を割いてくださる受入れ家庭のみなさん、私が話せる場を設けて下さった各団体のみなさん、急なお願いにも快く対応して下さった事業者さん、いつも色々教えてくれる島育ち産業館のみなさん、桑の実を食べさせてくれたおじさん、魚をくれるおじ、猪肉を食べさせてくれるおじ、ふくらかんを作ってくれるおば、プロの目線で本気のアドバイスをくれたお姉さま、毎日、朝日や素敵な写真をくれるお兄さん、「広報楽しみにしてるよ」、「ラジオ聞いているよ」、と声をかけてくれるみなさん、他にも書ききれない程、たくさんの方に声をかけていただきました。本当にありがとうございます。

私は毎日、とても楽しく過ごしています。令和5(2023)年も残り1カ月、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

★ 今月覚えた島言葉

「あらんだろう」・・・フランスの映画俳優アラン・ドロンではございません。

この言葉は普段の会話の中で使いやすく日常的に使われているようです。

例 私「この前、ルリカケスが元気？って話しかけてきたよ！」

おば「はげーそれは、あらんだろう」

意味「えーっ！それはありえないでしょ」

といったように、会話の中で信じられない、ありえない、といった意味で使うようです。

10月届出(敬称略)

ご冥福をお祈りいたします 異動(死亡)届を基に掲載しています。

お誕生おめでとうございます

保護者

- 竹 杏樹^{あんじゅ} 勇太郎・佑香 手広
- 平田 隆貢^{りゅうく} 隆峰・美香 久場
- 吉田 莉彩^{りさい} 惇一・真理子 浦

香典返し

老ク…老人クラブ
社協…社会福祉協議会

- 重山俊也(故重山 フミ代)
秋名集落/秋名老ク/幾里老ク
- 重田博幸(故重田 タカ千代(タカ子))
秋名集落/幾里集落/秋名老ク/幾里老ク/秋名さねん花
- 吉田サエ(故吉田 義人) 秋名老ク
- 池 美典(故池 康夫) 赤尾木老ク
- 濱田弘子(故濱田 康博) 社協
- 配山めぐみ(故配山 幸市) 社協
- 長田タミ子(故長田 隆文) 愛寿園

- 重 山 フミ代 73 秋名
- 池 康 夫 83 赤尾木
- 大 野 メイ子 91 浦 (愛寿園)
- 吉 井 イ ワ 97 芦徳
- 大 野 福 秋 85 中勝
- 吉 田 義 人 90 秋名
- 配 山 幸 市 54 玉里
- 田 中 蝶 子 85 浦 (愛寿園)
- 濱 田 康 博 81 安木屋場

WEBで  ふるさと納税ポータルサイト『さとふる』『ふるさとチョイス』『楽天ふるさと納税』『ふるなび』『マイナビふるさと納税』にてご利用いただけます。

電話で 返礼品一覧を送付いたします。お電話もしくはメールにてご住所・お名前をお教えてください。
役場企画観光課 ☎0997-69-4512
メール kikakukanko@town.tatsugo.lg.jp

ふるさと納税とは…出身地や応援したい自治体に寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から全額(上限あり)が控除される制度です。

龍郷町ふるさと納税

龍郷町へのふるさと納税お待ちしております ※龍郷町ふるさと納税は町外の方のみご利用可

心よりお礼申し上げます

龍郷町へ寄附いただきました 9月分 (北海道)沼崎晴香/西川昌慶/畑野宏明/本間敏男(岩手県)阿部拓磨(秋田県)児玉朱美(福島県)石田浩徳(茨城県)横瀬卓也/中馬英俊/李鴻基(栃木県)大久保麻里(埼玉県)青葉知美/大原直人/大堀敏明/日暮太郎/堀三枝子(千葉県)海老原良明/角鹿勝美/佐々木香/山本直子/小野寺恵/松田尚俊/西村謙二/村山亨/中田純一/田村純二/平田晋/齋藤薫(東京都)中嶋昭/伊藤夏子/伊藤浩孝/羽野聡/高瀬正己/柴崎優花/重山康行/小松幹太/松本紘明/森川一浩/水上大樹/杉山大/泉信介/多田建一/藤城侑太/迫田真/片山善郎/豊田功祐/堀野哲平/緑輝樹/林亮太/廣瀬佑助(神奈川県)吉村和/高橋俊夫/山崎洋平/森山博志/川上雄一郎/前田大介/大曲秀明/大村友人/谷内理/陳翔/島崎裕子/日戸英久/風間ひとみ/服部比呂美/本多正昂/茂木清美/矢澤貞之/林則久/邊木薫(新潟県)宇佐美明輝(石川県)大野和幸/中田哲幸/中藤真由美(岐阜県)岩津洋一/吉田竜介(静岡県)山崎勝弘/山田貞二(愛知県)鵜飼茂希/外山浩助/若木優/小崎優花/石川隆/辻茜/土井美彩/澤田満(滋賀県)水谷登(京都府)松澤浩二/西澤伸浩(大阪府)橋本由嗣/古川奈苗/今山透/小西順子/小倉直紀/上嶋将太/森仁/川口美保子/村山真実/中本啓之/田中克治/東野宏昭/福川恵理(兵庫県)夏木健治/近藤恵子/佐藤美智留/山内共世/川村信雄/谷岡隆/八田幸人(奈良県)岩村健治(和歌山県)石倉友香里(徳島県)岡本真由美(福岡県)岡義久/高木拓朗/緒方聡/清野健/土佐慶就/東郷和哉/野中利子/濱田貴弘(長崎県)久保浄志/池田充穂(熊本県)加藤光隆/松本拓朗(鹿児島県)国分信哉/上村聡/中村直人/田中新一/觸恭博/氏名の公開を希望しない寄附者様901名 10月分 (北海道)吉田雪寛(茨城県)佐々木孝(群馬県)古谷野賢一(東京都)上藤かよ/中嶋昭/藤野栄作/樋口憲輔/富田義盛/武田徹(大阪府)徳田実(兵庫県)松本恒平/城崎勝美/肥後文夫(福岡県)羽生和美(長崎県)池田充穂/東京龍郷会/関西龍郷会/氏名の公開を希望しない寄附者様101名 ※敬称略



2023 12月 龍郷町行事予定

※行事は変更になる場合があります。あらかじめご確認ください。

12/1 金	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(14:00)瀬留・赤尾木 ■楽しく体操(19:30)川内 ■でいでいクラブ(14:00)りゅうがく館 ■男性料理教室(10:00)秋名コミュニティ ■保健センター開放(10:30~16:00)
2 土	
3 日	■どうくさ会(11:00)手広
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■楽しく体操(14:00)中勝・芦徳 ■保健センター開放(10:30~16:00)
5 火	■どうくさ会(14:00)玉里・上戸口
6 水	■どうくさ会(14:00)円
7 木	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(14:00)中勝 ■楽しく体操(14:00)秋名・幾里・大勝 ■楽しく体操(9:30)龍郷 ■乳児健診(12:30~)保健センター
8 金	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(14:00)屋入 ■楽しく体操(19:30)川内 ■保健センター開放(10:30~16:00) ■でいでいクラブ(14:00)りゅうがく館 ■子育てサロン(10:30~12:00)保健センター
9 土	■どうくさ会(20:00)芦徳
10 日	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(14:00)浦・芦徳 ■楽しく体操(14:00)中勝 ■保健センター開放(10:30~16:00)
12 火	■どうくさ会(14:00)嘉渡・安木屋場
13 水	旧暦11月1日
14 木	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(11:00)中戸口 ■楽しく体操(14:00)秋名・幾里・大勝 ■楽しく体操(9:30)龍郷 ■1歳6月児健診(12:30~)保健センター
15 金	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(14:00)瀬留 ■楽しく体操(19:30)川内 ■でいでいクラブ(14:00)りゅうがく館 ■保健センター開放(10:30~16:00) ■子育て相談日(10:30~12:00)保健センター
16 土	

17 日	
18 月	<ul style="list-style-type: none"> ■楽しく体操(14:00)中勝・芦徳 ■保健センター開放(10:30~16:00)
19 火	■どうくさ会(14:00)玉里・上戸口
20 水	■どうくさ会(14:00)円・大勝・手広
21 木	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(12:00)中勝 (14:00)赤尾木 ■楽しく体操(14:00)秋名・幾里・大勝 ■楽しく体操(9:30)龍郷
22 金	<ul style="list-style-type: none"> ■楽しく体操(19:30)川内 ■でいでいクラブ(14:00)りゅうがく館 ■子育てサロン(10:30~12:00)保健センター ■保健センター開放(10:30~16:00)
23 土	■どうくさ会(20:00)芦徳
24 日	<ul style="list-style-type: none"> ■どうくさ会(14:00)川内・芦徳 ■おはなし会 りゅうがく館
25 月	<ul style="list-style-type: none"> ■楽しく体操(14:00)中勝・芦徳 ■保健センター開放(10:30~16:00)
26 火	■どうくさ会(14:00)嘉渡・安木屋場
27 水	旧暦11月15日
28 木	<ul style="list-style-type: none"> ■楽しく体操(14:00)秋名・幾里・大勝 ■楽しく体操(9:30)龍郷
29 金	<ul style="list-style-type: none"> ■楽しく体操(19:30)川内 ■保健センター開放(10:30~16:00)
30 土	<p>アミノクロウサギ交通事故発生件数 今年:112件(昨年1年間107件) (9月末現在)</p> <p>問 環境省奄美群島国立公園管理事務所 ☎0997-55-8620</p>
31 日	

令和6年度「放課後児童クラブ」募集

子ども子育て応援課
☎0997-69-4555

町内小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後児童クラブ(学童保育)事業を実施します。

対象児童 保護者が労働等により、昼間家庭に居ない、町内に居住する小学生を対象とします。ただし、疾病等により集団育成支援のできない児童は対象となりません。

申請期間 令和5年12月11日(月)~令和6年1月19日(金)まで

実施時間 授業のある日 平日下校時刻から午後6時まで
授業のない日 土曜日及び夏休み等の長期休み 午前8時から午後6時まで
※長期休みのみ利用する場合については、終業式の翌日から始業式の前日まで。

休業日 日曜日、国民の休日、年末年始(12月29日~1月3日)

場所 龍瀬学童(旧龍瀬保育所跡)龍瀬・龍郷小学校に通う児童
大勝学童(大勝小学校内)大勝・戸口小学校に通う児童
赤徳学童(赤徳小中学校内)赤徳小学校に通う児童
※秋名・円小学校についてはご利用希望に応じて対応しますので、ご相談ください。
※ドラゴンキッズクラブについては、直接お問い合わせください。☎0997-62-5155

利用料	月額	備考
4月~7月 9月~3月 (月~土曜日)	5,000円	冬休みのみ 5,000円(12月・1月それぞれ2,500円) 春休みのみ 5,000円(3月・4月それぞれ2,500円) 土曜日のみ 2,400円
夏休みのみ (月~土曜日)	12,000円 (7月・8月)	夏休みのみ 2,500円(7月のみ) 夏休みのみ 10,000円(8月のみ) 土曜日のみ 2,400円

※日割の制度はありません。本事業を利用する2人目は半額。3人目は無料です。

